4　市町村長は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならないこととした。（第一五条の一一関係）

5　河川管理者の援助等

㈠　河川管理者は、2の㈠の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び4の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な援助を行うこととした。（第一五条の一二第一項関係）

㈡　河川管理者は、㈠の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川協力団体に必要な協力を要請することができることとした。（第一五条の一二第二項関係）

6　水防管理者から水防活動の委任を受けた者による緊急通行及び公用負担

㈠　水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路等を通行することができることとした。（第一九条関係）

㈡　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用することができることとした。（第二八条関係）

二　河川法の一部改正関係

1　国土交通大臣は、都道府県知事等から要請があり、当該都道府県等における工事の実施体制等を勘案して、当該都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は管理する二級河川に係る政令で定める改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事（いずれも高度の技術を要するもの等に限る。）を自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができることとした。（第一六条の四関係）

2　河川協力団体は、一の5の㈡の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じて協力することとした。（第五八条の一〇関係）

三　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正関係

市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、訓練を実施しなければならないこととした。（第八条の二関係）

四　独立行政法人水資源機構法の一部改正関係

独立行政法人水資源機構は、都道府県知事等から要請があり、当該都道府県等における工事の実施体制等を勘案して、当該都道府県知事等が管理する河川管理施設に係る政令で定める改築若しくは修繕に関する工事又は災害復旧事業に係る工事（いずれも水資源開発水系に係るものであって、その実施が当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものであり、かつ、高度の技術を要するもの等に限る。）を自ら行うことが適当であると認められる場合においては、これを行うことができることとした。（第一九条の二関係）

五　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（法律第三二号）（復興庁）

1　特定復興再生拠点区域復興再生計画及びこれに基づく措置

㈠　特定避難指示（帰還困難区域の設定の指示をいう。）の対象となっている区域をその区域に含む市町村（以下「特定避難指示区域市町村」という。）の長は、福島復興再生基本方針に即して、特定復興再生拠点区域（特定避難指示区域内の区域であって、特定避難指示の解除により住民の帰還を目指すものをいう。）の復興及び再生を推進するための計画（特定復興再生拠点区域復興再生計画）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとした。（第一七条の二関係）

㈡　国は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業、砂防工事等の工事であって、福島県等の要請に基づいて内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの等を、自ら行うことができることとした。（第一七条の七～第一七条の一五関係）

㈢　内閣総理大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、住民の生活環境の改善に資するために必要となる公共施設等の清掃等の事業を、当該施設を管理する者の要請に基づいて行うことができることとした。（第一七条の一六関係）

㈣　放射性物質汚染対処特措法の特例

(1)　環境大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って、土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理並びに廃棄物の処理を行うことができることとした。

(2)　(1)により環境大臣が行う土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理並びに廃棄物の処理に要する費用は国の負担とすることとした。（第一七条の一七関係）

㈤　認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、福島県知事が認定特定復興再生拠点区域に係る企業立地促進計画を作成することができるとともに、認定特定復興再生拠点区域に係る一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画を定めることができることとした。（第一八条及び第三二条関係）

2　公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣等

㈠　任命権者は、公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「機構」という。）から要請があった場合において、その要請に係る派遣の必要性等の事情を勘案して、国の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、国の職員の同意を得て、当該国の職員を機構に派遣することができることとした。（第四八条の二及び第四八条の三関係）

㈡　機構への国の職員の派遣に関し、国家公務員共済組合法等の特例を定めることとした。（第四八条の四～第四八条の一〇関係）

3　避難指示・解除区域市町村の長は特定非営利活動法人等を、その申請により、帰還環境整備推進法人として指定することができることとした。（第四八条の一四関係）

4　国は、いじめの防止のための対策の実施その他の取組を支援するために必要な施策を講ずることとした。（第五八条関係）

5　国は、福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査を行い、当該調査に基づき、当該商品の販売等を行う者に対し、指導、助言等の措置を講ずることとした。（第七八条の二関係）

6　福島国際研究産業都市区域における取組の推進に係る規定の整備

㈠　原子力災害による被害が著しい区域であって、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する国際的な共同研究開発等を行う拠点の整備等の取組を推進することにより、産業集積の形成及び活性化を図るべき区域（福島国際研究産業都市区域）を重点推進計画の区域内において定める場合にあっては、当該区域及び当該区域において推進しようとする取組の内容について、重点推進計画の記載事項に追加することとした。（第八一条関係）

㈡　内閣総理大臣の認定を受けた重点推進計画に基づき、中小企業者が廃炉等、ロボット、農林水産業等の分野における技術の高度化に関する研究開発の事業を行うときは、特許庁長官は、当該事業の成果に係る特許発明についての特許料の軽減、免除等ができることとした。（第八四条関係）

㈢　国は、内閣総理大臣の認定を受けた重点推進計画に基づき、ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事業を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合、その使用の対価を時価よりも低く定めることができることとした。（第八五条関係）

7　住民の円滑な帰還の促進を図るための措置

㈠　国は、特定避難指示区域市町村によって特定避難指示区域への将来的な住民の帰還を促進するための中長期的な構想が策定されているときは、当該構想を勘案して、地域住民の交流の拠点となる施設の機能の回復及び保全等の当該特定避難指示区域市町村が行う取組を支援するため必要な措置を講ずることとした。（第九三条関係）